

条例案等の概要

(令和7年12月定例市議会(11月27日追加))

議 案	要 旨
1. 【議案第85号】 行田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 〔 所管部署 健康福祉部 子ども未来課 〕	<p>1 趣 旨</p> <p>乳児等通園支援事業は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国で本格実施され、乳児等通園支援事業者は法に基づく運営に関する基準を満たすことが必要となります。この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が、国が定める基準に従い、又は参照して定める基準により行うこととされており、今般、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が新たに公布されたことから、本市においても、同基準に基づき、条例を新たに制定するものです。</p> <p>2 内 容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない旨規定するもの。(第2条)(2) 1月当たりの利用定員を定めるもの。(第3条)(3) 保護者との面談について規定するもの。(第4条)(4) 正当な理由のない提供拒否の禁止について規定するもの。(第5条)(5) 特定乳児等通園支援事業者は、市長が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない旨規定するもの。(第6条)(6) 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認について規定するもの。(第7条)(7) 乳児等支援給付認定の申請に係る援助について規定するもの。(第8条)(8) 乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況等について、把握するよう努める旨規定するもの。(第9条)(9) 特定教育・保育施設等との連携について規定するもの。(第10条)(10) 特定乳児等通園支援の提供の記録について規定するもの。(第11条)(11) 各種支払について規定するもの。(第12条)(12) 乳児等支援給付費の額に係る通知等について規定するもの。(第13条)(13) 取扱方針を定め、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない旨規定するもの。(第14条)(14) 特定乳児等通園支援に関する評価等について規定するもの。(第15条)(15) 乳児等支援給付認定子ども及びその保護者への相談及び援助について規定するもの。(第16条)(16) 緊急時等の対応について規定するもの。(第17条)(17) 保護者が不正の行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、市長に報告する旨規定するもの。(第18条)(18) 特定乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ旨規定するもの。(第19条)

- (19) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない旨規定するもの。(第20条)
- (20) 利用定員の遵守について規定するもの。(第21条)
- (21) 重要事項の掲示等について規定するもの。(第22条)
- (22) 差別的取扱いをしてはならない旨規定するもの。(第23条)
- (23) 虐待等の禁止について規定するもの。(第24条)
- (24) 秘密保持等について規定するもの。(第25条)
- (25) 特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供について規定するものの。(第26条)
- (26) 利益供与等の禁止について規定するもの。(第27条)
- (27) 苦情解決について規定するもの。(第28条)
- (28) 地域との連携等について規定するもの。(第29条)
- (29) 事故発生の防止について規定し、万が一発生してしまったときはその対応について規定するもの。(第30条)
- (30) 会計の区分について規定するもの。(第31条)
- (31) 記録の整備等について規定するもの。(第32条)
- (32) 電磁的記録等について規定するもの。(第33条)

3 施行期日

令和8年4月1日